



諮問第 24 号

2020 年（令和 2 年）10 月 7 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 安 達 和 志 殿

逗子市長 桐ヶ谷 覚 印



医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく保有個人情報
情報の提供について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、
別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

福祉部 国保健康課健康係 内線 232

福祉部 高齢介護課介護保険係内線 246

(別 添)

担当所管名		高齢介護課、国保健康課
事務の名称		次世代医療基盤法に基づく国保健康業務及び健康増進法に基づく健康業務に係る情報、介護認定審査に係る情報の提供事務
諮問の概要		本市においては医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（以下「次世代医療基盤法」という。）に基づく認定匿名加工医療情報作成事業者（以下認定事業者という。）への医療情報の提供を検討している。 次世代医療基盤法の目的は「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し、匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報及び匿名加工医療情報の取扱いに関する規制等を定めることにより、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。」とされており、本市としても法の目的を踏まえ、医療情報を提供・利活用することは、健康・医療・介護の質向上等に寄与し、公益上の必要性があると考えている。 本市では、「健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み」を実施しており、次世代医療基盤法の成立に伴い、認定事業者へ医療情報を提供し、分析・利活用を通じて、市内にビジネスが起ることを期待するとともに、介護予防及び市民の健康増進を推進する取り組みを実施するため、保有する医療情報について次世代医療基盤法に基づき認定事業者へ提供していくもの。
事務の目的及び根拠法令等		・医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(略称「次世代医療基盤法」)に係る関係法令
対象となる個人の類型・対象者数		次世代医療基盤法に基づく医療情報 国保健康課：「国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者、特定健康診査対象者及び受診者、高齢者健診対象者及び受診者、がん検診・肝炎検査・骨粗しょう症検診対象者及び受診者」 高齢介護課：「逗子市介護保険認定要支援者及び要介護者」約 4,000人（令和2年6月末時点）
第10条関係	目的外提供する保有個人情報の内容	次世代医療基盤法に基づく医療情報（予定している情報） 国保健康課：「突合 CSV データ：KDB 被保険者台帳、健診結果、医療レセプト管理、医療傷病名、医療摘要、医療最大医療資源 ICD 別点数、介護給付基本実績」、「地域健康支援システム健康かるて：健診・検診・検査結果」（※別紙1のとおり） 高齢介護課：「要介護・要支援認定申請者情報：認定調査情報、主治意見書情報」、要介護認定情報、介護レセプト等情報、「突合 CSV データ：KDB 被保険者台帳、介護給付基本実績」「介護保険システム保有データ：介護保険事業状況報告、保険者向け給付実績情報」（※別紙2のとおり）

	提供先	認定匿名加工医療情報作成事業者（一般財団法人日本医師会医療情報管理機構（J-MIMO）の予定）
	提供の理由	・次世代医療基盤法に基づく医療情報の提供は公益性があると認められるため ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた基盤整備及び次世代医療基盤法に基づく匿名加工医療情報の医療分野における研究開発に資するため、本市国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者等の健康診査及び検診、レセプト等医療情報の抽出・分析が必要であるため。
	本人通知	■実施 国保健康課（年1回、送付時点において国民健康保険被保険者・後期高齢者医療保険被保険者、健康増進法に基づく成人保健事業対象者または、今後、国民健康保険被保険者・後期高齢者医療保険被保険者、健康増進法に基づく成人保健事業対象者となるものに医療情報の提供を拒否する場合の意思を確認するもの） 高齢介護課（年1回、送付時点において本市介護保険被保険者で且つ要介護又は要支援者であるものに医療情報の提供を拒否する場合の意思を確認するもの） □省略（理由： ）
備考		令和2年9月14日付「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく保有個人情報の提供方法について」に基づき、次の通り実施する。 <取り扱い情報> 提供する情報については提供事業者と協議したうえで、必要最低限の情報に限るものとすると共に、特定個人情報（マイナンバー）の提供については不可とする。 <利用可能外部媒体> ・CD-R ・DVD-R ※FD、CD-RW、DVD-RW等、上書き（再書込み）可能な媒体は不可とする。 ※USBメモリー、外付けHDは不可とする。 <記録・保管> ・私物外部媒体の利用は禁止とする。 ・提供までの間、外部媒体を保管する際には保管場所が施錠されており、アクセスを認められていない者が容易にアクセスできない状態で保管すること。 ・保存するデータは暗号化を行い、パスワードの設定も併せて行うことで、移動中等に内容の閲覧ができない状態とすること。 <提供方法>

提供方法については、「提供事業者が直接受領しに来庁する方法」または、「郵送による方法」とする。

○提供事業者が直接受領しに来庁する方法

運用管理者の承認を受けたうえで、鍵付きのケースに格納し、保存するデータは暗号化および、パスワードを設定する。

また、事前に提供事業者から受領日時、受領者の氏名について連絡を受けたうえで、受領時に相手の身分を確認し引き渡すものとする。

※ケースのカギは、ケースと同時に引き渡さないようにすること（郵送等により事前に引き渡しを行うこと）

※受領者については、公共交通機関（タクシーは除く）の利用は不可とし、本市データを受領した後は、本市と事業者データセンターの間に別件への立ち寄りとは不可とする。

○郵送等による方法

運用管理者の承認を受けたうえで、書留郵便によるものとする。なお、保存するデータは暗号化および、パスワードを設定する。

<提供データの記録>

運用管理者に提供するデータの内容、提供方法、提供日等の承認を受けたうえで、記録（データ提供記録簿等（担当所管課毎に管理）による）を付け提供するものとする。

<セキュリティ事故の発生>

情報セキュリティ事故が発生した場合には、「情報セキュリティ事故対応手順」に基づき適切かつ迅速な対応を実施すること。

<その他>

情報の取り扱いについては、「逗子市情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」および、「情報セキュリティ実施手順」の規定を遵守するものとする。